

計画作成年度	令和5年度
計画主体	青森市

青森市鳥獣被害防止計画

令和6年3月1日作成

<連絡先>

担当部署名 青森市農林水産部農業政策課
所在地 青森市浪岡大字浪岡字稲村 101-1
電話番号 0172-62-1176
FAX番号 0172-62-9369
メールアドレス nogyo-seisaku@city.aomori.aomori.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、カラス、カモ類、ヒヨドリ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	青森市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	果樹（りんご） 野菜（スイートコーン、スィ他）	422.62 千円、13.66a
ツキノワグマ	果樹（りんご）	1068.55 千円、24.99a
ニホンジカ	—	—
イノシシ	野菜（ばれいしょ）	5.88 千円、0.26a
アライグマ	—	—
ハクビシン	—	—
アナグマ	果樹（ブドウ）	25.08 千円、0.65a
タヌキ	野菜（イチゴ）	7.82 千円、0.2a
カラス	果樹（りんご） 野菜（スィ他）	116.91 千円、2.94a
カモ類	穀物（コメ）	29.01 千円、1.98a
ヒヨドリ	果樹（プルーン、和梨）	22.7 千円、1.45a
合計		1698.57 千円、46.13a

※ 現状値（令和5年度）は、令和5年11月末時点の数値であるが、12月以降は農作物がほとんどない時期であるため、年間の値とみなしている。

(2) 被害の傾向

①ニホンザル

令和5年度は7月から8月にかけて四戸橋地区、新城天田内地区、西田沢地区、孫内地区、戸山地区等で野菜や果樹の食害が発生している。被害額は令和2年度に比べ減少しているものの、被害件数が従前計画を策定した令和2年度に14件だったのに対し、令和5年度は25件と増加傾向にある。

②ツキノワグマ

ツキノワグマの農作物被害は四ツ石地区が多く、令和5年度は7月から果樹（リンゴ、モモ、プルーン）の食害が発生しており、被害件数は従前計画を策定した令和2年度に0件だったのに対し、令和5年度は14件と増加傾向にある。市内各地で出没が相次いでいることから、今後林業被害の発生が懸念される。

③ニホンジカ

農林業被害の実態は確認できていないが、市内で目撃情報があることから、今後、農林業被害の発生が懸念される。

④イノシシ

令和5年7月に本市において初めて浪岡吉内地区で野菜（ばれいしょ）の食害が確認された。そのほか、同年8月に矢田地区でも枝豆の被害情報があることから、今後、農林業被害の拡大が懸念される。

⑤アライグマ

令和4年度に浪岡吉野田地区で野菜（スイカ）の食害が発生しており、令和5年度においても市内全域で足跡により出没を確認しているため、今後被害の発生が懸念される。

⑥ハクビシン

農作物被害の実態は確認できていないが、目撃情報により予察捕獲されていることから、今後、農作物被害の発生が懸念される。

⑦アナグマ

令和5年10月に矢田地区で果樹（ブドウ）の食害が発生しており、今後も被害の発生が懸念される。

⑧タヌキ

令和5年5月に幸畑地区で野菜（イチゴ）の食害が発生しており、今後も被害の発生が懸念される。

⑨カラス

令和5年7月に戸山地区で野菜（スイカ）、同年9月に田茂木野地区、幸畑地区で果樹（リンゴ）の食害が発生しており、今後も被害の発生が懸念される。

⑩カモ類

令和5年8月に合子沢地区で米の食害が発生した。

⑪ヒヨドリ

令和5年9月に田茂木野地区で果樹（フルン、和梨）の食害が発生した。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
ニホンザル	被害金額	422.62 千円	295 千円
	被害面積	13.66 a	9 a
ツキノワグマ	被害金額	1068.55 千円	747 千円
	被害面積	24.99 a	17 a
ニホンジカ	被害金額	—	—

	被害面積	—	—
イノシシ	被害金額	5.88 千円	4 千円
	被害面積	0.26 a	0.18 a
アライグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ハクビシン	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
アナグマ	被害金額	25.08 千円	17 千円
	被害面積	0.65 a	0.4 a
タヌキ	被害金額	7.82 千円	5 千円
	被害面積	0.2 a	0.1 a
カラス	被害金額	116.91 千円	81 千円
	被害面積	2.94 a	2 a
カモ類	被害金額	29.01 千円	20 千円
	被害面積	1.98 a	1.3 a
ヒヨドリ	被害金額	22.7 千円	15 千円
	被害面積	1.45 a	1 a
合計	被害金額	1698.57 千円	1184 千円
	被害面積	46.13 a	30.98 a

※ 現状値（令和5年度）は、令和5年11月末時点の数値であるが、12月以降は農作物がほとんどない時期であるため、年間の値とみなしている。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣による農林業被害が増加傾向にあったことから、箱わな及び大型囲いわなを導入し有害捕獲を実施してきた。 また、上記取組の主導的な役割を担う、青森市鳥獣被害対策実施隊及び青森市捕獲サポート隊を組織した。	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ等の野生鳥獣による被害件数が増加しており、各獣種に対応した捕獲機材が不足する可能性もあることから、今後更なる捕獲機材の整備及び捕獲体制の強化が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	令和5年度に新城天田内地区、四ツ石地区、田茂木野地区の3地区に電気柵を設置した。 捕獲機材を一体的に整備することにより、捕獲効率の向上を図った。	被害件数及び被害額が増加傾向にあるため、捕獲機材と併用した更なる防護柵の整備が必要である。
生息環境管理その他の取組	—	緩衝帯整備を進め、野生鳥獣を寄せ付けない環境を作ることが必要である。

(5) 今後の取組方針

- ・青森市鳥獣被害防止対策協議会が中心となり被害防止対策を実施する。
- ・農協や農家等からの情報をもとに現地確認を行い、被害状況を把握する。
- ・市ホームページやチラシ配布等により鳥獣対策についての啓発活動を行う。
- ・電動ガンや動物駆逐用煙火、スターターピストルの貸出しによる追払い活動を行う（主にニホンザル）。
- ・栽培技術講習会等の機会に、被害防止対策についての啓発を図る。
- ・鳥獣被害対策実施隊を設置するほか、わな増設等の被害状況調査、パトロール活動、追払い活動、捕獲活動を実施する。
- ・大型囲いわな及び箱わなを群れの行動域に設置し、捕獲体制の強化を図る（ニホンザル）。
- ・地域農業者等による青森市捕獲サポート隊を組織し、鳥獣被害対策実施隊の活動であるパトロールや追払い及び捕獲活動の補助を行う。
- ・被害の多い地域に電気柵を設置し、ほ場への侵入防止を図った上で、捕獲機材を一体的に整備することで、捕獲効率の向上を図る。
- ・関係機関と連携し被害情報の把握に努め、農作物被害の防止対策に活かす。
- ・鳥獣被害対策実施隊員及び青森市捕獲サポート隊員向けに、動物駆逐用煙火保安講習会を開催し、追払い体制の強化を図る。
- ・大型囲いわなと遠隔監視装置を併用した捕獲活動や、テレメトリ発信器等を活用した生息調査など、ICT等新技術を活用した被害防止対策を実施する。
- ・被害地区の緩衝帯整備を行うことで、野生鳥獣を寄せ付けない環境を作る。
- ・市HPにニホンザルの活動域等の被害予察、ひいては被害予防につながる情報を掲載・周知する。
- ・令和5年度において、市内各地でツキノワグマの目撃情報が急増し、人身被害も発生したことから、注意喚起の徹底や捕獲体制の強化を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・対象鳥獣による住民の生命、身体に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合には、下記6の(2)の体制で緊急捕獲を実施する。
- ・指定管理鳥獣であるニホンジカ及びイノシシの侵入・定着を防止するため、農林業被害情報や目撃情報をもとに、有害鳥獣捕獲を実施する。
- ・その他の対象鳥獣については、被害状況や関係機関からの情報をもとに、有害鳥獣捕獲を実施する。
- ・いずれの対象鳥獣についても、同活動を補助する鳥獣被害対策実施隊が中心となって捕獲活動を実施するほか、地域農業者等で構成する青森市捕獲サポート隊によるわなの見回りや追払い等を実施する。
- ・ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	ニホンザル アライグマ ハクビシン アナグマ タヌキ	箱わな等を実状に即して導入し、被害に即応できる効果的な捕獲を目指す。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正な捕獲を実施していく。また、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、捕獲体制を整備する。</p>	
<p>①ニホンザル</p> <p>ニホンザルの捕獲は、加害群を特定し、群れの構成を把握し分散化を招かないよう配慮しながら、箱わなや大型囲いわなを活用した捕獲を実施する。捕獲計画数は、市内の実測されている群れの頭数の約3分の1とし、50頭/年とする。</p> <p>《捕獲実績》 令和3年度：1頭 令和4年度：2頭 令和5年度：35頭</p>	
<p>②ツキノワグマ、カラス、カモ類、ヒヨドリ</p> <p>被害状況を考慮しつつ、注意喚起や誘引物の除去等の対策を講じたにもかかわらず、被害が減少しない場合のみ、箱わな又は銃器により、必要最小限の捕獲を行うこととする。</p> <p>《捕獲実績》 ツキノワグマ 令和4年度：1頭 令和5年度：5頭 カラス 令和3年度：108羽 令和4年度：77羽 令和5年度：18羽</p>	
<p>③アライグマ、ハクビシン</p> <p>外来鳥獣であることから、農作物被害等が発生した際は、箱わなにより可能な限り捕獲を行う。</p> <p>《捕獲実績》 アライグマ 令和3年度：2頭 令和4年度：6頭 令和5年度：7頭 ハクビシン 令和4年度：5頭 令和5年度：4頭</p>	
<p>④ニホンジカ、イノシシ</p> <p>目撃情報若しくは農林業被害があった場合は、被害防止のため、可能な限り捕獲を行う。</p> <p>《捕獲実績》 なし</p>	

※イノシシについては、農作物被害があったことから、箱わなを設置しているが、捕獲には至っていない。

⑤タヌキ、アナグマ

農作物被害等が発生した場合に、箱わなによる必要最小限の捕獲を行うこととする。

《捕獲実績》タヌキ 令和5年度：1頭
アナグマ 令和5年度：2頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル	50頭	50頭	50頭
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
カラス	必要最小数	必要最小数	必要最小数
タヌキ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
アナグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
カモ類	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ヒヨドリ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容

対象鳥獣による農林業被害が生じ、又は生じるおそれがある場合には、鳥獣被害対策実施隊による捕獲等を実施する。

【ニホンザル】

被害の集中する農作物の収穫時期前に、被害の多い地区を中心に銃器及び箱わな、遠隔監視捕獲機材を活用した大型囲いわなによる群れの部分捕獲を実施する。

【ツキノワグマ】

農地周辺及び人家周辺に連続して出没する個体に対し、銃器及び箱わなによる捕獲を行う。

【カラス、カモ類、ヒヨドリ】

必要に応じて銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。銃器を使用できない地域には、わなによる捕獲を行う。

【アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ】

箱わなによる捕獲を行う。

【ニホンジカ、イノシシ】

令和5年度に農林業被害があったことから、目撃及び被害情報の収集に努め、生息域の拡大を抑えるため、わなによる捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
青森市	なし（権限移譲済み）

4. 防護柵の設置に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル ツキノワグマ	電気柵 1,000m ※鳥獣被害防止総合対策交付金を活用	電気柵 1,000m ※鳥獣被害防止総合対策交付金を活用	電気柵 1,000m ※鳥獣被害防止総合対策交付金を活用

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル ツキノワグマ	電気柵設置箇所の定期的な点検・補修を行うとともに、周辺地域のパトロールを強化する。	電気柵設置箇所の定期的な点検・補修を行うとともに、周辺地域のパトロールを強化する。	電気柵設置箇所の定期的な点検・補修を行うとともに、周辺地域のパトロールを強化する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、カラス、カモ類、ヒヨドリ	<p>①地域住民への指導・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培技術講習会等を活用した、被害防止対策についての啓発活動 ・目撃情報及び被害情報の収集 ・ニホンザルの活動域に係る情報を市HPに掲載し、被害予察ひいては被害予防を図る <p>②追払い活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊及び青森市捕獲サポート隊による電動ガン及び動物駆逐用煙火を使用した追払い活動 ・スターターピストルの貸出による地域連携した追払い活動（主に、ニホンザル）

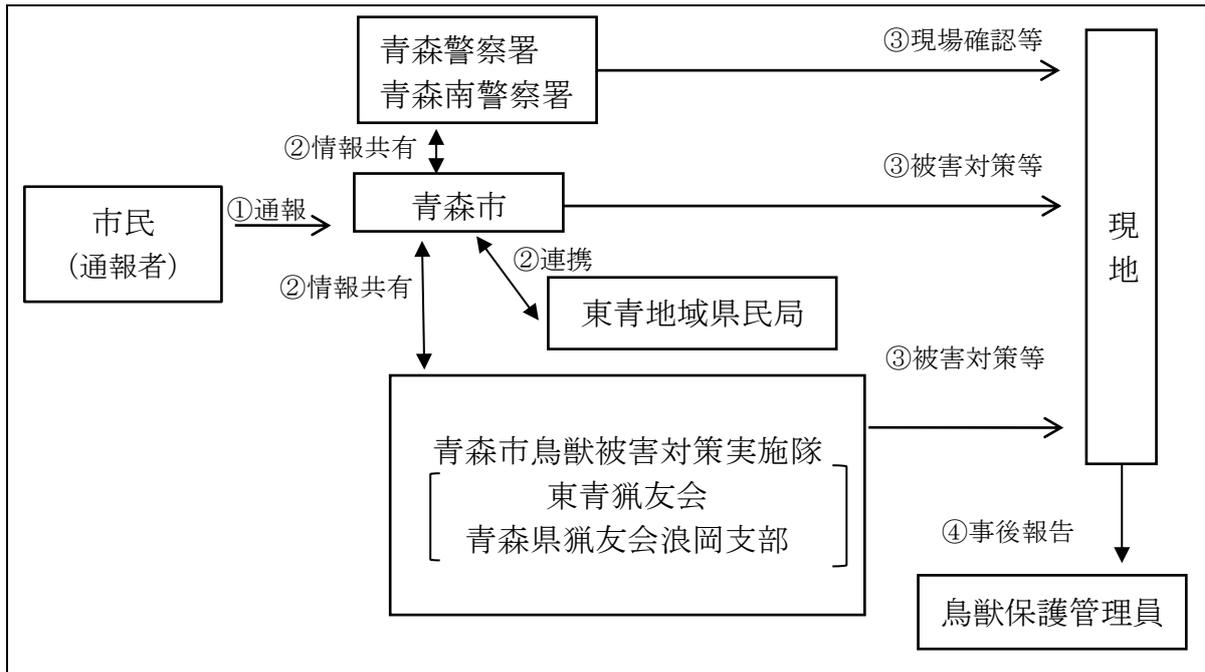
		③緩衝帯整備 ・電気柵を設置した地区に緩衝帯を整備し、より効果的な被害予防を図る
--	--	---

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
青森市 青森市環境部環境政策課 青森市浪岡振興部市民課 青森市農林水産部農業政策課 青森市農林水産部あおり産品支援課 青森市農林水産部農地林務課	<ul style="list-style-type: none"> ・現場確認等 ・HP等を活用した市民への注意喚起 ・有害鳥獣の捕獲等の許可 (青森市環境部環境政策課、青森市浪岡振興部市民課)
東青地域県民局地域農林水産部 林業振興課・農業普及振興室	<ul style="list-style-type: none"> ・市への指導、助言
青森市鳥獣被害対策実施隊(東青猟友会及び青森県猟友会浪岡支部)	<ul style="list-style-type: none"> ・市と連携し、捕獲等の対応を図る
青森警察署 青森南警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・現場確認等 ・銃器等の取扱いに関する助言指導を行うとともに、市と連携した対応を図る
鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> ・市と連携した対応を図る

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処分する。
 また、青森市鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である青森市等が青森市廃棄物担当部局と連携し、廃棄物の排出者として適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。
 また、その他の有効な活用も困難である。

(2) 処理加工施設の実施

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	青森市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
青森農業協同組合	・ 農作物被害に関する情報収集、提供
猟友会（東青猟友会・青森県猟友会浪岡支部）	・ 有害鳥獣の捕獲等の実施
青森警察署・青森南警察署	・ 銃器等の取扱いに係る指導、助言
東青地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室、林業振興課）	・ 本協議会への指導、助言
鳥獣保護管理員	・ 鳥獣の生態や生息状況等の助言等
青森市	・ 事務局として協議会内の連絡、調整 ・ 被害情報の収集、把握 ・ 青森市鳥獣被害対策実施隊との連絡調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
森林組合あおもり、弘前地方森林組合	・ 林業被害情報の収集、提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>○青森市鳥獣被害対策実施隊の設置（令和3年4月設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施隊員数 28名（令和5年12月13日現在） ・ 実施隊は、猟友会員及び市職員で組織する。 ・ 本実施隊員は、鳥獣被害防止特別措置法第9条に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置づける。 <p>○鳥獣被害対策実施隊の活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パトロール活動を行う。 ・ 農作物被害調査を行う。 ・ 対象鳥獣の生息調査を行う。 ・ 被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。 ・ 有害鳥獣の追払い活動及び捕獲を行う（箱わな等の設置作業等）。 ・ その他鳥獣被害防止対策に関すること（電気柵の設置作業等）。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>鳥獣対策に関する研究会等に積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を被害地域の農家に普及啓発し、防止対策を一体となって推進していく。</p> <p>また、近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化や協働した対策の検討を図る。</p>

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 対象鳥獣の捕獲等に関して、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。